

第49回司法制度改革審議会議事録（抜粋）

- 略 -

【佐藤会長】どうもありがとうございました。自由に御発言をいただきたいと思っておりますけれども、念のため、中間報告、それから前回の審議における取りまとめのところまで、最初に要約させていただきますでしょうか。

中間報告におきましては、これも前々回触れたところでありまして、中間報告の28ページのところですが、こういうように記載されているところでもあります。

国民の裁判官に対する信頼感を高める観点から、「判事に任命されるべき者の指名について、透明性、客観性、説明責任を確保するための方策(例えば、選考のための基準の明確化や手続の整備等)」、それから、「判事に任命されるべき者の指名過程に国民の意思を反映させるなど資格審査の充実を図るための方策(例えば、国民の代表者等を含む機関が指名過程に関与する制度の整備等)」、ということを挙げております。

その趣旨は、裁判官の任命に対する国民の信頼感を高め、ひいては司法を国民の広い支持と理解の上に立脚せしめるということであったと思われるわけでありまして。

前回、法曹三者から、それぞれの立場で考え方を明らかにしていただいたわけでありまして、最高裁判所も、こういうように指摘されているところでもあります。

「これまで、名簿登載の決定過程が最高裁判所の内部手続として運用され、第三者の関与する場面がなかったために、国民の目から見て、採用が適正に行われているのかどうか分かりにくいものになっていたことは否めない」とした上で、「この点を改善し、国民の裁判官に対する信頼感を高めるため」に、「裁判官指名諮問委員会」を設置する、と。

前回のヒアリングを踏まえて、我々は若干意見交換をしたわけでありましてけれども、何らかの委員会を設置するという事、そして、その委員会の機能が、形式的、名目的ではなくて、実効性を持ったものでなければならないということについては、ほぼ共通の認識、理解が得られたのではないかと思います。前回、私もそのように取りまとめたように思っておりますが、そこまで前回我々として到達したということでもあります。

今日はこれを踏まえて、更に議論を深めていただいて、具体的な制度の在り方について御審議いただきたいと思う次第です。どの点からでもよろしゅうございますので、どうぞ御自由に御発言いただければと思います。

【中坊委員】これから検討するに当たって、具体的に、それでは任命手続をするのは、毎年何人くらい、現行の裁判官数を前提にしたときに、大体何人くらいの人々の任命のための審査をしないといけないのかということ、具体的に我々委員としては頭に入れて議論した方がいいのではないかと思いますので、どれくらいの具体的な人数、今の裁判官の数、大体簡裁判事まで入れて3,000人で、簡裁判事はちょっと別にするにして、今の2,000人であれば、毎年どれくらいの数、新しい人を任命しないといけない場合と、再任の場合とありましようから、大体何人くらいを毎年審査の対象にしないといけないのかということをお教えいただきたい。

【最高裁(田中事務総局人事局任用課長)】最高裁人事局任用課長の田中でございます。

細かい数字というのは手元に持っておりませんが、まず、若い方から申しますと、判事補について、新しく採用いたします数でございますが、このところの実績は、ほぼ 100 名程度でございます。まずこの数があります。

次に判事でございます。判事につきましては、大体 3 期分くらいの者が対象になるのだろうと考えます。この春ですと、43 期の者が新しく判事に任命される資格を有しています。その後、10 年上の 33 期、20 年上の 23 期、こういった辺りが再任期に通常であればなるということになりますので、この辺りの期ですと、1 期当たり大体 60 ～ 70 名といったところが最初に任官した者の数でございますので、若干これが減っておるところがございますが、大体その数の 3 倍といったようなところではないかと考えます。

以上でございます。

【佐藤会長】合わせると 300 名ということになりますかね。現在はそうですが、増員ということになりますと、もっとですね。

【吉岡委員】その 300 名の任命をするときに、どのくらいの日数、あるいは時間を要しているのですか。

【最高裁(田中任用課長)】日数と言いますか、例えば、新任判事補の採用につきましては、各自につきまして、種々の資料と言いますか、参考となる事情を収集いたしまして検討するわけでございますので、この期間からこの期間やっておるということではございませんで、適宜、修習生の時代の情報があるということでございます。

判事の任命及び判事の再任に際しましても同様でございますが、日常そういう情報がございまして、この期間からこの期間に限ってやっておるということではございませんので、何日掛かるかとお尋ねになられましても、なかなか何日と申し上げ難いところでございます。

【高木委員】私、2 月 13 日に意見書を出し、その中でも主張させていただいたんですが、まず、設置単位についての考え方というところ言えば、ほぼこの三つ目の に近い考え方で意見を出させていただいたと思っております。

その上の「何らかの仕組みによる地方の情報等の汲み上げ」ということですが、これとは共通点というか、接点のある考え方でありまして、「何らかの仕組みによる地方の情報等の汲み上げ」ということについて、裁判官の指名過程に関し、特に裁判官の独立の関係だとか、そういった関係を透明性、あるいはアカウンタビリティを持つものにしていくという意味で、それはどうしても高裁、あるいは地裁単位で、情報等の汲み上げも、そういうところをチャンネルにして行われるんだろうと思います。それをより透明性の高い、客観性の高いものにするという意味では、高裁単位、あるいは地域単位に、推薦委員会と言いますが、推薦委員会からいきなり最高裁というわけにもいかないでしょうから、それを中央で受けていただく選考委員会というか、ネーミングはともかくといたしまして、そういうチャンネルで上げられたものを、最高裁の裁判官会議で吟味していただくという意見を出させていただいたと思っておりますが、私はこの口 . のところについては、三つ目の の考え方がいいのではないかなと思います。

勿論、いわゆる公募制との関係等いろいろありますから、例えば、公募制を採用したときに、日ごろ収集されるべき情報というのは何なんだという面は、また別途の吟味が必要じゃないかなと思います。

【佐藤会長】この2番目の と3番目の は、何か一緒のようでもあり、違うようでもあるんですが、この辺は。

【竹下会長代理】最高裁判所による下級裁判所裁判官の指名権行使の過程に国民が参加をするという趣旨から言うと、どうしても最高裁判所に、諮問委員会と言うか、推薦委員会と言うかは別として、一つ委員会をつくる。これが基本になるということについては、余り御異論がないのではないかと思います。

その委員会が、最高裁判所ないし事務総局から出てきたリストについて諮問を受けて、答えるという役割を担うことは確かですが、やはりそれ以外の候補者も推薦するという役割も必要なのではないかと思われまます。

ですから、その辺りまでは大体意見が一致する。そうすると、推薦をする時の手掛かりになる資料であるとか、あるいは諮問を受けたときの判断材料とかいうものは、中央に一つある委員会だけでは賄い切れないので、そういう意味ではブロック単位くらいの、下部組織と言ってよいかどうか分かりませんが、何かそういう仕組みが必要だということになる。大体そのくらいのところまでは皆さんの御意見が一致するのではないかと思いますので、いかがでしょうか。

【中坊委員】私も大体竹下代理のおっしゃるように、もう少し具体的に意見、先ほど出ていましたように、300人の人を審査するというのが、中央だけ一つだということにすれば、まさにこの審議会の目的としている審査の実質化、ひいては任命手続の充実化ということからすると、やはりもっと地方に根差したものでなければいけない。

しかも、最高裁判所から最高裁判所が任命手続等の際に参考にされる人事評価の項目と出しているのをいただきました。それを見ましても、大きく分けて、執務能力、健康、人物性格の特徴、その三つに分かれています。さらに、執務能力というのが、事件処理能力、指導能力、法律知識及び教養というふうに分かれておるわけです。そのすべてのものを調査・評価する機関が中央に一つだけしかないのであれば、やはり国民の目に分かりにくいし、調査の対象となる裁判官の数はそれだけ多いし、審査する項目がこれだけ多いものが、しかも中央に一つだけしかないというのは、私もちょっといかがなものかと思えます。

しかし同時に、最高裁判所が指名権を持っている以上、どこかで最後に調整するというか、そういうものも一つは最終的に要るだろうし、地方ばかりに任しておくというわけにもいかない。そうすると、中央と地方とに置くということになりますと、へまをすると、中央が実権を握って中央が人事をやっているという形だけのものになるから、今、竹下会長代理のおっしゃるように、地方は地方として実質を持つことが必要だ。地方として持つと言えば、地域ブロックとはどれだけを意味するのかということになると、地裁単位というのは少し細か過ぎるような気もするし、偏りがあり過ぎてもまたいけない。そうすると、やはり8ブロック制という単位に置いて、中央が一つと地方が八つの地域ブロックくらいで、それが中央に寄せられて、最終的に調整されて指名名簿のところに行くというのが、

穏当なところではないかという気はします。

【井上委員】そのアイデアに反対というわけではなくて、二つの機関の関係がちょっとよく分からないのですが、その地方の機関の方は、情報をできるだけ現場に近いところで収集する、そのための機関という位置付けなのか、それともそこで第1次選別ないし評価をして、そこを通った者につき中央で決めるということになるのか、その中間もあると思うのですけれども、その関係付けをはっきりさせないといけないのではないかという感じがします。

【中坊委員】先ほどから言うように、審査というのは、その地域地域で、委員の中には裁かれる立場の人たちの経験とか、同じ同僚の者だとか、いろんな立場の人が寄って、国民に開かれたものとしての実質のある運営ができることが必要であり、中央というのは、どちらかと言えば、全国的な調整というものです。コントロールも全然なしに、地域だけに任せておいてということにはいけません。地方から出てきたものをどう調整するかというところの機能というものを中央にしておかないといけません。最終的にはさっき言うように、最高裁判所の指名名簿というところへ行かなければいけないわけですから、そういう意味における調整機能というものを中央に持たせる。ブロックでは、ただいま私も言うような執務能力だとか、それが幾つも分かれていますから、そういうようないろんなことをできる限り、今までですと、それを見られているのが裁判所の内部だけであったと、そうではなしに、いろいろ裁かれる立場の人たちとか、国民とか、いろんな人が寄ってきたところで、透明性を持って、実効性を持って審査されるという形が必要なのです。

だから、審査するという形そのものは、ブロックにあって、しかし、それだけではなしに、全国的に統一しないと定員の数もありましょうし、その他いろんな問題、特に地域に非常に偏ってきてても具合が悪いというところもあるし、場合によれば、例えば、非常に高年齢であったとか、そういうのはやはり困るでしょうし、いろんな意味における調整というのは、どこかで行わないと、私はちょっと具合が悪いんじゃないかと思います。そういう意味における中央は要るんじゃないかと、個人的には思うんです。

【井上委員】大体分かりましたけれども、私の個人的な意見を申しますと、もし二つ置くとすれば、両方とも実質審査できることにすべきで、最終的には、質的に全国的に統一基準で判断する。中坊先生の「調整」ということにはそれが入っているかと思うのですが、例えば、私などの身近な例で言いますと、文部省から科学研究費というのをもらう場合に、1段審査、2段審査とあるのですが、それと同じようにどちらのみで決定されるということにはしない。最後は総合的に中央で審査をするということにし、1段目の粗ごなしとか、その評価は当然付いていく。そういう形も中間形態としてはあるのかなと思います。その方が、最終的に統一という意味でいいのではないかと。1段のところ落ちたら終わりとか、そういうのはよくないのではないかという感じがします。

【北村委員】地域ブロックごとに下部機関の推薦を行う委員会というので、今、いろいろと御説明を伺っていたんですが、これは非常に難しいなと思われる部分もあるんです。というのは、井上委員の説明の中にもありましたけれども、きちっと決めてしまうと、今度

は中央の方ではねるということになる。そうすると、また中央と地方の対立みたいなことになって非常に具合の悪いところがあるだろうということで、私はこの二つ目の の方の「地方の情報等の汲み上げ」という形でやった方がいいかなと思っているんです。その情報等の汲み上げをどういう形でやるのかという、このところが多少工夫の要るところだろうと思うんですが、やはり地方で一遍推薦してきた人を、幾ら調整すると言いましても、非常に難しいだろうなど。そこでまた対立が生じるというような仕組みを残すというのは問題があるんじゃないかなと思っています。

【藤田委員】裁判官の適格性の判断について、国民の意向を実質的に反映するという要請と、それから、裁判あるいは裁判官の独立公平、あるいは独立公平に対する信頼と言いますか、よく「公正らしさ」という言葉を使うんですけれども、その二つの要請をどこでバランスを取るかということだろうと思います。

そういう意味から言うと、確かに、実質的に適格性についての情報を持っているのは、それぞれの地域かもしれませんけれども、そういう情報を持っている人は、ある意味では裁判についての利害関係のある人が多いという面もあります。どうやるのが一番実効的であるのと同時に、制度としての弊害がないかということだろうと思います。高裁単位で判断をする、情報を集めるという点については、高裁だけではなくて、それぞれの地方から情報を集める必要があると思います。前回申し上げましたように、福岡で鹿児島島の裁判官についての情報がつかめるということではありません。そうした情報は末端に行けば行くほどあるということですが、一方その情報に基づいて適格性があるかどうかを判断することになりますと、既に裁判官として活動している人については、利害関係のない人が客観的に判断するためには、中央で情報を十分に取った上で判断することが適当ではないか。

どういう人をメンバーにするかということとも関係があるんですが、公正で客観的な判断ができる人は、各地方において求めるというのはなかなか難しいという面がございます。県知事とか市長のような地方公共団体の長はどうかという考え方もありますけれども、今は住民訴訟や国賠訴訟が花盛りでありまして、知事も市長もほとんどが被告か被告代表者になっている。どこへ行ってもそうであります。そういう意味では委員の人選にも問題が出てくるであろうと思われまます。

そうすると、十分に末端から情報を収集するということはするにしても、最終的に判断する機関は中央に設けるのが適当ではないか。

しかし、例えば、弁護士とか大学教授から新たに裁判官を任命するというような場合には、これは今言ったような独立性という問題もないわけですので、現在も簡易裁判所判事については、各裁判所に推薦委員会がございますけれども、そういう機構で、適格性についての判断をするということには、弊害はなからうかと思えます。基本的にキャリア裁判官については、2番目のような方式が一番バランスが取れているのではないかというふうに考えます。

【山本委員】議論が諮問委員会の単位みたいな話に入ったんですけれども、その前に、諮問委員会なるものが裁判官の任命などにどういうコミットをしていくかという議論が必要じゃないかという気がするんです。藤田先生も言われましたけれども、私も裁判官という

のは、独立性ということをよく考える必要があるんだろうと思うんです。一般的に直接民主主義の問題点というのも大きいわけで、このため民主主義でも間接的なシステムをいろいろ持っているわけですが、そういった意味で、司法というのは行政とか、立法サイドからの独立ということに加えて、それ以外の司法が実際のユーザーとしているいろんな団体とか個人といったところからの独立性というのも大事なことだと思うんです。さはさりながら、これまで議論してきたように、裁判官のあるべき姿について、国民が直接タッチしていくということも大事だと。この兼ね合いで物事を考える必要があるんじゃないかと思うんです。

そういう意味では、私の立場からしますと、やはり重視すべきは独立性ということであって、それを補う形での国民の意見が入るようなシステムが望ましいんじゃないかと考えているわけでございます。

したがって、諮問委員会の性格は、例えば、欠員が生じたら、この欠員裁判官はだれにするかということを決める機能ではなくて、裁判官の任命基準とか、評価基準とか、人事政策一般について開かれた議論を行うという機能が中心となるべきだし、個人の任命に関しては、特異なケース、例えば、任官の拒否だとか再任拒否だとかございますが、そういうところについて議論をするという性格のものであるべきだというのが私の考え方なんです。

したがって、今言われているような各地域ごとに置くというののもいかなという感じがいたしまして、再三申し上げているように、私どもユーザーとしては、判断の安定性とか予測可能性ということを重視したいという気持ちがありますので、そういった意味では、全国1本の機構があればいいなと思います。

現実問題として、地域別に分けたとしても、今の人材の問題とか、勤務地の問題等々から考えますと、必ずしも絵に描いたような地方から積み上げてくるような選任機関というのは、絵は描けるけれども、現実には機能しないのではないかと考えております。

【高木委員】今の山本さんの議論に関連しまして、上級審と下級審というのは、それぞれどういう関係なのか、裁判所には上級審と下級審がそれぞれあるんですが、これは行政庁内部の関係とはちょっと違うんだろうと思っています。そういう意味では、上級審、下級審の関係というのは、ある意味では役割が少し違うかもしれないけれども、裁判所としては原理的には対等な存在だろうと思うんです。

今の議論からちょっと外れるかもしれませんが、この間、最高裁の御説明を聞いていて、福岡の事件で、最高裁が調査されるというお話があり、司法行政上の統括機能みたいなものを最高裁はお持ちだろうから、そういう権能で多分お調べになるということをおっしゃったんだろうと思うけれども、そもそも今回の機密漏えい事件というものが、令状の捜査情報に属するものの漏えいに関わったことで、こういう下級審と上級審の個別の事案に関する関係みたいなものまで関わっている。そういう側面から見たら、最高裁が調査なさるといのはどうなのか。私、素人なんでそういう疑問をちょっと感じたんです。

そういうことの関係で言えば、今の山本さんの御発言で言えば、裁判所ごとの独立性みたいなものとの整合性を、全国一本という中でどう取るのかというのが、理屈かもしれませんが、論理的には制度をきちっとしておかなければいけないところじゃないかと思いません。

そういうことで日弁連の方にお尋ねしたいんですけれども、今日拝見した資料、長い織り込んである「アメリカの裁判官指名委員会と人口・裁判官数との関係 - 日本との対比」という表が 83 ページにあるんですが、この表の見方と、この表が含意する、あるいは州によっても大分違うようですが、指名委員会の数が一つのところがあったり、何十あるところがありました。委員についてもいろいろな方式があるようです。これは多分公募制が原則的な仕組みなんでしょうし、さっき申し上げました、それぞれの審級が違って、裁判所はそれぞれ独立主体性を持つんだという哲学の反映じゃないか。そういうとらえ方でいいのか。その辺のことを日弁連の方に教えていただけたらと思うんです。

【日弁連(明賀弁護士)】日弁連の弁護士の明賀です。

今日お配りしました「<参考資料>その3」の 83 ページですが、これはアメリカの各州でメリット・セレクション・システム、質による選抜ということを行っている州、そこでどのような指名委員会の数があるか、裁判官数が何名か、それから、裁判官数に対して指名委員会数の比が幾らかという形でつくったものです。

州によっていろいろ違いますが、一番右側の欄を御覧になっていただければ、その裁判官数と指名委員会数の比が出ます。一番少ないのはネブラスカで、一人の裁判官を指名するのに一つの委員会があるという形です。それから、一番多い州でも、下から 2 番目のウィスコンシン州が 264 名の裁判官に対して一つの委員会という形になります。ただ、これは任期が 6 年とか 10 年とかいろいろありますので、実際に委員会が行う審査というのは、これの 6 分の 1 とか 10 分の 1 とかいう形になります。ですから、ネブラスカ州の場合は、何年間に 1 回の審査をする。ウィスコンシン州の場合でも、1 年に数十名という形での審査をするということになります。間はいろいろな数がありますので、平均は出していませんが、大体委員会一つに対して、裁判官数が平均すれば 50 前後、それが例えば、5 年任期だとしたら、1 年に 10 人の審査をするという形でなされているということです。

日本の場合は 2,198 名が下級裁判所の判事・判事補でして、それが先ほど言われました 1 年に 300 名を審査するということになりますと、アメリカとの対比ということでは、非常に多くの人数を審査をする。それを何個の委員会で審査するかという形で考慮いただければと思って、参考資料としてつくりました。

【佐藤会長】高木委員、今の御説明でよろしいでしょうか。

【高木委員】意味は分かりました。ありがとうございました。

【中坊委員】私も弁護士として、ある意味で裁かれる立場をずっと経験してきた者の一人として、今おっしゃっていただいていることは納得がいかないという気がいたします。

藤田さんは、むしろ利害関係があるから具合が悪いんだということを力説して、その裁判官の姿をそばで見ておる人が利害関係があるから具合が悪いんだという御主張で、それを公正に第三者が見た方がいいんだという、それに類似したお話がありましたけれども、私は先ほどから言うているように、事件処理能力にしても、指導能力についても、大体それを実際に裁判を受けている者がよく分かる。この間のアンケート調査によっても、勝ち

負けじゃないんだ、本当に公正かどうかということが我々の問題だと、裁かれる人が言っているわけです。利害関係などというのは、そういう意味における勝ち負けの結果を聞いているんじゃない。本当に公正にやってくれたかどうかが一番裁かれる一般の国民の裁判に関係した者の関心事であることはアンケート調査も出てきたわけです。

そういうふうに、勝ち負けとか、損得が関係するから、みんな何かおかしいことをするんだという前提の方が、むしろおかしいのであって、まさにこれが実質化し、その審査項目について、その事情がよく分かるというのは、まさにそばで見ている人が一番よく分かるんです。裁判官を見たら、大体弁護士を仮に10人集めて、どうですかと聞いたみたら、この裁判官はおかしな裁判官やでと言うてるやつが聞いたら、それをそうやないと言っている人は少ないですよ。

だから、やはりその法廷というものが下からどういうふうに見えるかを調査すべきです。これは私だけじゃなしに、一般国民も同じ立場であって、それがまさに国民の声を聞くというんだから、抽象的にそういうふうに知事さんがやったから分かっているというんじゃないと思うんです。

そういう意味における本当の意味における審査基準というものを満たしているかどうかということは、それを実質化させてこそ、初めて意味があるということから言えば、それは確かに先ほどから藤田さん、山本さんもおっしゃっているように、余り近寄り過ぎるとそこでいろいろ問題になるやないか。だから私はブロックくらいで、確かに福岡では分からないけれども。

しかも、非常にここで考えなければいけないのは、地域性というのがかかなりあるんですよ。いろんな場合において、地域性も、貨幣価値にしても九州と東京とでも随分違いますから、ありとあらゆる感覚について、地域性というのは非常にあるわけであって、地域性に密着したものでないといけないと思うんです。

山本さんもおっしゃるように、独立性が大事だ、それはそのとおりです。裁判官が独立を求められるというのはそのとおりであります。しかし、今問題になっておるのは、その独立性というものを、裁判所内部で裁判官の独立性を侵していませんかということです。事務総局が人事権を全部握る中において、裁判所内部において独立性がむしろ壊されているのではないかが問題になり、その仲間意識による判断というものが本当にいいのかどうかというのが、今問われていることでしょう。現に福岡の件だって、だれが見たって仲間意識が問題になっているところです。それを本当に透明性を持ち、国民の信頼を得るためには、仲間によるものではない、仲間以外の者からどう自分が見られているかということにこそ、独立性の意味があり、透明性があり、信頼性があるわけです。

これは大変山本さんの言葉じりをつかまえるようで失礼ですけども、予測可能性があるからいいんだという、むしろ予測可能性が、山本さんの立場から予測可能性があれば、それ自体が非常に問題です。

私はまさに司法の中枢を占める裁判官制度、そのまた任用制度というものは、本当に国民から信頼されていますということを、どうして実質化させるのか。独立とは一体何であったのかということを謙虚に反省していただいた上で、その問題について対応していただきたい。

確かに藤田さんの立場とか、山本さんの立場は分かるけれども、私はむしろ抜本的に裁判官制度を直さないといけないのではないかと考えています。利用する立場から離れて司

法の立場を考えなければいけないのではないかということから言うと、むしろおかしな議論になってくると、私はそう思うんです。

【水原委員】裁判官の指名過程に国民の意思を反映させる方策を考えるという点においては、共通した認識なんです。問題は、どういう形で国民の意思を反映させるのが、いい裁判官を選ぶことになろうかという点だと思うんです。それにはいろんな観点から検討しなければいけないと思うんですか、中坊委員がおっしゃっているのは問題だと、仲間意識でやっているのは問題だ、まさにそのとおりだと思います。最高裁判所も今までのやり方については問題があるということを行っているわけです。

地域性が大事だということもおっしゃるけれども、それもそのとおりだと思いますけれども、この前も私は申し上げましたが、裁判というのは、地域独自のものでは困るんです。裁判を受けるものは、全国的に共通な、公平、均等な判断をしてもらうということが一番大事だと思うんです。そうやってきますと、裁判官の転勤というものが必然的に出てまいります。裁判官が転勤しますと、転勤していったばかりのときに 10 年を迎えました。そのときに、それではどこで評価するのか。地域から上げてくるということになりますと、これは大変問題があるのではないかという気がいたします。

やはりいろいろ資料が毎年毎年勤務評定とか何とか上がってくるものが、最高裁判所にあるとするならば、そのデータを基準にいたしまして、そこで最高裁判所に諮問委員会というものを設けて、そこで諮問に答えて、いいかどうかを判断する。また、推薦をその委員会独自でもできましょう。ただ、諮問委員会での判断をする際に、今までの勤務評定だけで、資料だけでいいのかとなりますと、それでは内部資料だから信用が置けない場合もある。そうなりますと、よく知っているのは、現に勤務し、そして現に裁判を行っている地域に情報を収集させる。どういう機関にするかは別といたしまして、情報収集のための機関を設けて、そして適切に上げていく。これは公平な判断をしてくれる情報収集機関でなければいけないだろう。

地方で一応決めて、中央で調整するというのはちょっと逆のような感じがいたします。決して中坊委員のお考えに真向から反対しているわけじゃございませんが、よりいい判事補、判事を任命していくためにはどうしたらいいかというのが我々の最終到達点であるとするならば、やはり地方は適切な情報を収集できるような機関、これはどういう形にするかは、これから慎重に検討しなければいけませんし、人選をどうするかという問題はいろいろございましょうが、そういうことが望ましいんじゃないかと思います。

【藤田委員】中坊委員の反論に対する反論なんですけど、この間の菅原教授らの調査結果にも言及されましたけれども、確かに裁判官に対する評価というのは結果の有利・不利だけではないということでした。しかし、それ以外の要素と、有利・不利という要素はほぼ同じ程度、標準偏回帰係数による分析では、影響力は 0.4 幾つでしたか、同じ程度の影響はあったという調査結果だったと思うんです。

確かに関係のある裁判の有利・不利にかかわらず、客観的に正当な評価をしてくださる方もたくさんおられるということは分かります。しかし、それは中坊委員や中坊委員の周囲におられる方はそうなんでしょうけれども、必ずしもそういう人たちばかりではないということです。

もう一つは、「公正らしさ」ということを申し上げました。そんなことを気にする裁判官はいないとは思いますが、自分の裁判についての評判を気にするとか、あるいは気にしているんじゃないかと思われるということ自体が、裁判あるいは裁判官の独立にマイナスの影響を生じさせるわけで、そういう意味で、離れた立場から冷静、客観的に判断し得るという意味では、中央の機関がいいんじゃないか。勿論、地方の意見を無視しろと言っているわけじゃなくて、高裁のみならず、それぞれの地裁、家裁の単位での情報を収集した上で、冷静に判断すべきだろうと思います。

それから、これは本筋の話ではないかもしれませんが、事務総局による人事支配で裁判官の委縮が生じているという意見を以前にも伺いました。そうじゃないんだということは私も前に申し上げているわけで、人事局が3,000人の裁判官の一人ひとりについて直接判断できるわけではない。一緒に仕事をしている同じ裁判所の総括なり裁判官なりが一番よく分かっているんです。これは矢口元長官も裁判官の評価は仲間うちでは分かっているんですよとおっしゃったのは、そういう趣旨だと思います。そういう認識の違いということもあります。また、山本委員が予測可能性とおっしゃったのは、有利な判決をしてくれるだろうという意味での予測可能性ではなくて、安定性という趣旨でおっしゃったんだと思うんで、Aという裁判官に掛かったらこういう判決だったけれども、Bだったらこうだということでは困る。客観的な安定した判断をする裁判官をいかにして選ぶのに、どういう制度がいいかということだろうと思います。

【吉岡委員】一つは、最高裁で最終的に判断をする、これは法律でそうなっているんですから、それを崩すことは難しいとは思いますが、実態は、先ほどのお答えの中にありましたように、修習生の場合は修習期間の間に判断をしていく、それぞれの裁判官についても、日常的に判断をしていくということでしたので、恐らく最高裁の15人の裁判官が地方を回っているということではなくて、その地方地方で、直接、同僚、上司、そういった方たちが判断をしているということをおっしゃったんだろうと思います。

実態がそうなっているということが、最終的に最高裁判所に情報が上がって行って、そこで判断されるということが、巷間言われるような最高裁の事務総局がすべてを握っているということに、つながっているのではないかと思います。

事の真偽はともかくとして、そういうふうにいる裁判官もいらっしゃるし、それから、そういうことが事実行われているのではないかと考えている国民もいるという、その辺の疑問を払拭していかなければいけないのではないかと考えます。

そう考えたときに、地方に根差した判断、実態は地方の裁判所でそれぞれ判断しているのだと思いますけれども、やはりその地域に根差したという考え方を入れていくとすれば、その地域ごとに市民が参加することによって、市民の意見が反映される、そのような仕組みが必要ではないかと思います。

ですから、地裁ごとの単位で考えるというのが一番よく分かるということだと思いますけれども、実際にそれだけできるのかということになりますと、もう少し大きなエリアで考えることがどうしても必要になってきますので、八つがいいか九つがいいか、それはこれから考えればいいことだと思いますけれども、やはり幾つかのブロックに分けて、ブロック毎に推薦委員会などというものをつくって、そこで判断をする。

ただ、その場合に、確かに地域によって判断のばらつきが余りに大きくなってしまうと、

これはやはり問題だと思いますけれども、その場合には、最高裁が、この間お出しになった評価の基準もありましたけれども、もう少しきめの細かい評価基準というようなものをつくって、それを参考にしながら地域の人たちあるいは関係地域の法曹の人たちの意見を入れて、それで推薦していくようにしたらよいと思います。ただ、最終的には、推薦されたものを最高裁判所が判断して、最高裁判所が任命するということにしないと、法律を変えなければいけないという問題がありますので、その場合には、地域も最高裁も含めて、推薦委員会という言葉は私が言っているだけなんですけれども、推薦委員会の意見を尊重するというので、お考えいただいたらいかがかと思います。

それから、やり方としてはそうなんだということと、もう一つは、今でも不服のある判事あるいは判事補の方もいらっしゃるわけですが、そういう不服が一方的な思い込みから発生している場合と、客観的に見ても、言っているのは無理がないという場合があると思います。そういう意味では、本人に対して、本人の評価を開示するという制度と、本人が不服を申し立てることができる制度を併せてつくっていくということで、透明性・開放性を広げることができるのではないかと思います。

【井上委員】水原委員ほか皆さんの御意見を伺っていて思ったのですが、要するに、3種類あるのではないかと思います。新任の人の場合と、キャリアというか、それをやってきて、判事に任官ないし再任されるという場合と、それから外部から任官するという場合の三つです。最初の場合は、情報があるのは司法研修所ですから、中央というか、東京ということでもいいのですけれども、そこで行くべきだろう。外部からの任官の方は、皆さんおっしゃっているように、それまで仕事をしてきた一番身近なところでの評価というのを吸い上げていく。これは、情報なのか評価するのかが言葉の問題ですからそれほど違いはないと思うのですが、問題は、キャリアと言われる人たちの場合だと思うのです。

その点では、水原先生がおっしゃったように、転勤ということを前提にすると、地方だとどこでやるのかということがあって、かなり難しい。それぞれのところの実績だとか評価というのを吸い上げないといけないということになると、特定のところで判断して、そこで決めちゃうというのはちょっとまずいかなと思います。これはむしろ、転勤ということを前提にした話ですので、その前提が変わると話は別ですけれども、それを前提にする限り、できるだけ情報は密に取って、しかし統一して判断するという形しかないのかなと、そういう感じがします。

【高木委員】水原さんから井上さんから転勤の話が出まして、転勤は地域による司法判断のばらつき等を補正するんだというお話でした。人間ですから、そういうニーズは全くないとは言いませんが、統一性という議論はそもそも私はおかしな議論だと思っているんです。76条3項、裁判官は憲法と法律に従いというか、それに拘束されると言っておられる。もし、その大前提に齟齬を来しておるなら、転勤で問題を解決するなどという次元の話はそもそもないんだと思うんです。憲法と法律のみで判断するというお役目を裁判官は持っている、しかし、判断にばらつきがあるから転勤があり、転勤があるからこういう仕組みでないといかぬというのは、私は、その論旨すべてが本末転倒だと思うんです。

ですから、逆にそういう問題があるとしたら、転勤で是正するという次元の問題ではなくて、そもそも期待される裁判官像なり、それに至る過程でのいわゆる養成の過程なり、

それは実際の裁判所の運営及びその運営の方法が機能しているかしていないかという、そちらの問題をどうしていくのが本質的なアプローチだろうと思います。そういう意味では、転勤があるからというのを前提にして、こういうものを論ずるとするのは、私は現実としては分からぬでもないですが、論理的にはそれはおかしいというふうに、御意見聞いていてそう思いました。

【藤田委員】転勤はないに越したことはないんで、裁判官をやっている一番大変なのは転勤なのです。家族からも訴えられるのは、またお父さん遠くへ行かなければならないのということであるんですけども、ドイツやフランスではそういうことがない。それはドイツやフランスの社会が、生まれ故郷で一生過ごすという社会構造になっているんですね。

ところが、日本はどうかというと、弁護士の集中の状況を見ても分かるように、東京で 8,200 人、大阪で 2,400 人、東京圏と大阪圏と 6 高裁で 85 % の弁護士がそこに集中している。集中しているのがいけないという意味で言っているのではなくて、日本の社会構造がそうなっているということです。ですから、もし、転勤をなしということにすれば、僻地とは言えない、かなり大きいところの支部や独立簡裁でも、今の司法のレベルを維持できなくなります。そうではなくて、やはり大都市だけではなくて地方でも同じレベルの司法サービスを住民に提供しなければいけないということを考えれば、転勤という制度を考えざるを得ない。だれだって、東京なり大阪なり名古屋のような大都会から動きたくないんですけども、そう言っていたのでは、一生、僻地にいるというような裁判官をつくらなければならなくなる。それではいけないから、自己犠牲というのはちょっと大げさですけども、そういう家族の悲痛な訴えをなだめながら転勤しているというのは、そういう社会構造に問題があるのであって、現実を踏まえて制度設計しなければならないわけですから、これはやむを得ないことではなからうかと思えます。

【中坊委員】私は、今の藤田さんのおっしゃったのには反対です。おっしゃるように、僻地僻地といって、それでいったら日本は一体どうなるのか。まさに我々は 21 世紀のあるべき我が国の姿を描いておるのであって、今の現状が中央中心になって、東京中心、一極集中だから、それはいけない、地方分権だと言われているこの世の中に、それを前提にしてすべてのことをおっしゃって、僻地に行くのは身の犠牲だとおっしゃるのはいかがなものか。私自身も、自分が会長の当時に新しい弁護士任官を始めました。その後、弁護士任官の人の話も聞いています。それらの中には、最初から自分たちは地方に行きたいという人もいた。例えば、奈良の弁護士がいましたが、それは奈良でなくてもいいと、要するに地方に行きたいんだと。そういうように言っておる人はかなりおるんです。何も今おっしゃるように、中央志向が前提になって、それで過疎地へ行く人は身を犠牲にして、お父ちゃんが犠牲になるという、そういう人もいるでしょう。しかし、そうでない人もあるのが現状でして、そういう意味で、まさに地域、僻地だとか過疎地と言われているところにこそ、むしろ問題があり、立派な裁判官が必要なのです。そこに行っている人は非常に無能な人が行っているなんてことはとんでもないのであって、だから、そこが今、我々の司法として、これから 21 世紀のあるべき我が国を考えたときには直さなければいけない。それを前提にして話をしないで、今、大都市集中だから、やはり現実を踏まえなければなどと言っちゃったら、それこそ我々が今、今回の司法改革で一体何を論じようとして

いるのかということとも違うと思いますし、やはりその点はお考えいただきたいと思いませんね。

【高木委員】配置上の問題だという藤田さんのお話は、また違う話だと思うんです。だけど、統一性のために転勤だという論理は私はおかしいと言っているわけです。

【竹下会長代理】いや、そう言っておられるわけではないと思いますね。

【井上委員】本末転倒という話ですが、私は、今のような数年ごとの転勤というのが望ましいかどうかということは別にして、逆の面もあると思うのです。これは警察官も検察官も、そして裁判官も、共通していると思うのですが、ひとところで余り長くいると、馴れというか、悪い言葉で言えば癒着ですが、そういうことを排除していこうという一つの知恵だと思うのですね。そういうプラスの面もあると思うのです。

もう一つは、統一ということの意味ですけれども、何も一つの考え方を隅々まで行きわたらせて、それで統制しようということではないと思うのですね。いろいろな人がまざり合って、そういう意味ではバランスの上の統一ということだと思うのです。

その場合に、いろいろな人が動いた方がそういうことが全国均一に実現できるだろうと、それが恐らく水原委員がおっしゃったことの意味ではないかと思います。

【竹下会長代理】転勤の問題も非常に重要だと思うのですが、議論がちょっと本筋からずれてきたような感じがするのです。中央に、最高裁判所に推薦ないし諮問委員会をつくる。少なくとも情報を収集するためには、一応多数の意見ですとブロック単位に下部組織、地方組織みたいなものをつくる必要があるだろうと、そこまでは一致してきて、地方ブロックでどこまでやるかということが今、議論すべき問題だと思うのです。いろいろ資料を集めて情報を上に上げるということなのか、第1次審査のようなことをやって、地方のブロック単位の地方組織で、一応、この人は適格とかこの人は適格ではないという判断までやるのかという問題ではないかと思うのです。

私自身は、地方でそこまでやってしまうのは行き過ぎではないかと考えます。また転勤の問題に戻ってしまうと困るのですけれども、一つのブロックの裁判所にたまたま在職している裁判官について、みんなそのブロックの地方組織で審査してしまうというのはやはり行き過ぎで、いろいろな情報を集めて、評価をするぐらいのところまではよいかもしれませんが、最終的には上で決める。そういう仕組みの方がよいのではないかと思います。

【中坊委員】地裁単位でというのも、癒着のおそれと言ったらおかしいけれども、そういう意味の、深入り過ぎて公正らしさの問題もあるから、その情報をブロックで集めてやらないといけない。さらに、一つの県だけでやっているというのも不十分だから、ブロック単位でそういうものをして、そこで実質上の判断ができるということが前提になって、中央では、あとの言う調整というか、全国ばらばらになっていて多過ぎたり少な過ぎたり、いろいろな年齢とか、その他いろいろな問題もあろうから、それを最終的に補正するということになる。そういう前提がないと、まさに何のために国民の声を聞いてやるのかが疑問に

なる。制度的に信頼があるというためには、やはり地方に根差したものでないといけない。単に情報を集めるだけといたら、そこから先は不透明になってしまう。仮に地方ブロックでは、初めA、B、C以下8名選んだと、それで、それは分かりません、あとは中央では内部資料ですからそれは言いませんなどと言ったら、なぜ、どういうことでその人を選んだか、選んでいないのかが分からず、また問題になってきてしまう。最後まで、透明性を持っていないといけない。国民が、この制度はやはり透明性をもってできると思わないといけないから、地方のものが中央で消えてしまったら具合が悪いので、だから、そういう意味における地方のブロックの審査というものを私は重要視して、そこに第1次権限というか、そういうものを与えておく必要がある。そうでないと、中央でどうしても統括して、そこから先が消えてしまいますからね。

【竹下会長代理】しかし、今度の中央と言っているのは、最高裁の裁判官会議ではなくて、国民の代表も入った委員会ですね。ですから、従来の最高裁の裁判官会議と同じようなイメージで考えると違うのではないのでしょうか。そこへ国民参加しているわけですから。

【中坊委員】でも、實際上、A、B、Cが、どれが適当かというようなことが、先ほどから言っているように、200名とか300名、今のままでも300何名、これから更に多くなるような人が、實際上、何をそこでやるのかということが決まってこない、今言うように、それは全部中央にも市民の代表が出ているから、それでいいんだということにはならないと思います。やはり中央というのは、300名の者を1年間で審査すると、どうしても不透明になってくるでしょう。だから、そこを情報を提供するという言葉とするのと、第1次審査権限があるということとは、かなり差があると思うんです。

【佐藤会長】その認識はそのぐらいにして。

【吉岡委員】ほとんど中坊委員が言われたと思いますが、私も、地方のブロックで推薦委員会のようなものをつくって、そこでの意見の集約、それが尊重されなければいけないと思うんですね。ですから、情報収集だけで、今度は最高裁につくられた委員会が判断するというのではなくて、地方での判断が大切ではないかと思うんですね。ですから、情報だけというのですと、地方ブロックで推薦委員会をつくるという意味が薄れるのではないかと思います。

【井上委員】情報の中に評価は当然入るんだろうと思います。

【水原委員】確かに、裁判を受けておる立場、要するに、地方での情報というのは極めて重要であることは言うまでもございません。しかしながら、判事補から判事に任命され、また再任されるときには10年という期間があるわけです。その間10年間動かなくて、その1か所で勤務するならば、地域における評価も、あるいは正しい評価が出るかも分かりませんが、それぞれそこで勤務する期間が恐らく長短いろいろあると思います。10年間の資料はどこにあるかといったら、やはり最高裁判所にあるわけでございます。そこでいろいろと足りない部分、もう少しこういう資料がないのか、あるいは地方からこうい

う資料がありますよ、この人についてはこういう問題がありますよという情報を上げることによって、中央にある資料と一緒にして、諮問委員会における諮問委員の判断を誤らしめないようにするのが、最も合理的であり、納得ができるのではなからうかという気がいたします。

問題は、だれが諮問委員になるのか、そこなんで、やはり諮問委員会は何でつくるかという、最高裁判所が持っている指名権、これに誤りなきを期するために、いろいろ国民の意見だとか、ほかのいろいろな意見、情報を入れながら、それで判断して、それで意見を述べるわけですから、そこにおける委員の構成が、立派な委員が選ばれ、公正な判断ができるものであるとするならば、これはそういうことでもいいのではなからうかという気がいたします。それでは、だれを委員にするのか、これは非常に難しい問題でございまして、やはり指名権を、誤りなきを期するための有効な機能を果たすような方々になっていただきたいと思います。

【山本委員】さっき私が問題提起したんですけれども、現実には、この裁判官はいいのか悪いのかというジャッジが果たしてできるんですか。一体だれができるんでしょうか。例えば、この裁判官は、どここの裁判所で、過去何件の裁判をやった、そのときの言葉遣いはどうだったとか、あるいは判例はどうだったとか、そういうことがデータになって、そしていわゆる市民の人たちがジャッジするんですか。私は、申し上げたように、そういう制度がワークするはずはないのではないかと思います。

【佐藤会長】アメリカはあり得ないことをやっているということになりますか。

【山本委員】アメリカは州というのがありまして、さっきから話が出ているように、一つの裁判所にずっといるんじゃないですか。全然日本とは成り立ちが違うと思うんです。それを持ってきて、アメリカはやっているから、日本だってできるというのはどうでしょうか。

【佐藤会長】そういうことではなくて、人を評価するということができないということなのかどうかということです。今の山本委員の言い方だと、人を評価するということは難しいから。

【山本委員】いや、どういう判事になるかということなんですけれども。皆さんこれを予想できますか。私はちょっと予想できないので。

【吉岡委員】何というんですか、どういう人の評価をするのか、そのところはものすごく難しいというのは分かるんですね。ですけれども、それを言ったら、最高裁が上がってきた資料を見て評価すること自体だっておかしいですね、同じ人間ですから。

【山本委員】それは最高裁だけではなくて、さっきから言われているように、同僚とか上司が、四六時中いろいろなところで人柄を見ているわけですね。

【吉岡委員】ただ、人柄だけで利用者の立場が分かるかと言ったら、そうではないと思うんですよ。だって、身内で評価するんですから。やはりそうではなくて、外からの評価というのがすごく大切だと思うんですよ。その外からの評価の仕方に、どういうのがあるかということで、水原委員が考えているのが審議会みたいなものであるとすれば、どういう人を選ぶかというのはすごく問題になると思うんですけども、もう少し、アメリカのような形で考えれば、いろいろなグループからの意見も入れていくという、ABAなどもそうですし、それから利用者、これは訴訟の勝った負けたに関係なく、利用者の意見を聞くという、そういうようなこともありますし、だから、どういう範囲で意見を聞くかということで、それはおのずから変わってくるので、審議会構成みたいな形式だと、どういう人を選ぶかというのは大変になるとは思いますけど、恐らく最高裁の中に評価をするような委員会をつくる場合は、審議会に近いイメージにどうしてもなるとは思いますけど、地域の場合には、違うと思うんですね。もう少し幅広の評価機関というのも考えていく。アメリカと全く同じということではできないと思いますけれども、これは工夫をすれば、地域がブロック単位ぐらいになれば、選ぶことができると思います。

それから、同じ人が何年も何年も評価をするということに限定する必要がないので、そういうことでは工夫ができるはずだと思いますし、現に、そのままアメリカの場合と日本の場合とは違うと思いますが、それでも、アメリカがやっけてできていることが、日本でできないわけではないなと、そのように思います。

【佐藤会長】石井委員、どうぞ。

【石井委員】今の御意見のように、アメリカでできるのは、やはり陪審制があるからではないかと思っております。色々な人が裁判官をふだんから観察する機会があるわけですから、それで評価の基準ができていないのではないのでしょうか。ところが、日本ではそういう機会がないわけですから、評価すること自体難しいということは、私も山本さんと全く同意見です。

ただ、アメリカのような裁判官に対する評価制度を日本に導入するために、日本にも陪審制を導入すべきという話につながると、少し困りますので、余り私も積極的には申し上げることは避けたいと思いますが、アメリカができるから、日本でもできるという、そういう考え方ではなくて、独自の評価方式というのを考えないと、山本さんの御心配というのは解消されないのではないかという気がしております。

【吉岡委員】陪審制という言葉は、参審も含めて今審議会では使っていないわけですがけれども、ただ、国民が裁判に、司法に直接関わっていくということは合意されておりますね。そういう中で、どういうふうに関わっていくかということが、意見の一致をまだ見ていないところだとは思いますが、現在こうだからこうだという考え方よりは、かなり国民が司法に関わっていく、そういう制度にしようということは合意ができています。そういう国民の関わり方も変わってくる。そういう中で裁判官の評価の仕方、選び方、そういうことも変えていくことができると、私はそう考えたいと思います。

【井上委員】アメリカの場合も、実質的に一番大きいのは法曹の間での評判だとか評価だ

と思うのですね。それが一番物を言っていて、ただ、それだけではなくて、非法曹が見たところの評価もそこに反映する仕組みになっているということだと思うわけです。

もっとも、アメリカの場合は、一つのポストに推薦するのはだれか、複数の候補からこの人が一番適任だろうと、こういう判断の仕方をする人が多いと思うのですが、日本の場合、今考えているのは、そういうことかということ、必ずしもそうではない。むしろ、例えば、100人なら100人のうち不適格なのはだれなのかというような判断の仕方に実際はなっていくのではないかなと思います。

そうすると、私のイメージでは、一人ずつに点数を細かく付けて、ランク付けをするといったことではなくて、むしろ、問題がある人はいないかというような判断の仕方になっていくのではないかという感じがするのです。そのくらいだとしてできるのではないかというのが、山本委員に対するお答えなのですが、むしろ、マージンというか、限界線になってくると、かなり確かに難しいなという感じもします。

【山本委員】だから、私が初めに申し上げたのは、個別人事についてはやはり慎重であるべきだと、だから、任官拒否だとか、そういうところについては取り上げられるだろうけど、そうではなくて、諮問委員会というのは、基本的には、個別人事を目的としてやるのではなくて、人事システム全般について、外側から最高裁なり裁判所に意見を言う、風通しをよくするという機能に限定すべきだと、最初に申し上げたわけです。そういうことで、ちょっと皆さんの議論の具体的なイメージがわからない。さっきからずっと聞いているんですけども、どういうことになるのかなというのがちょっと分からないものですから。

【鳥居委員】今の山本さんのお話を伺いながら、大学の評価の話を出しているんですが、実は、大学の評価というのは二つの側面を持っていて、一つは、教育のシステムとしてまともであるかどうかということの評価が必要があって、これは最近はやりの言葉で言うと、外部評価とか第三者評価と言いまして、これはこれで非常に重要なんですが、これは実は一人ひとりの教員の評価とは違うんですね。

裁判のシステム自体を評価するという、今、山本さんが最後に言われたのは、非常に重要なことだけでも、今回の当審議会では、それに真正面からまだ取り組んでいない。

もう一つの評価は、一人ひとりの教員の評価でして、さっきから、山本さんのお話を伺いながら、つくづく難しいなと思ってはいるんですが、それについてのブレークスルーは、実は、大学教員の評価についてはあるんですね。それは何かというと、ユーザーに評価させることなんです。つまりユーザーというのは学生です。教員が一番嫌うところではあるんですけども、学生たちに評価をさせる。教壇でしゃべったって声が聞こえないとか、黒板に書いた字はめちゃくちゃで読めないとかということから始まって、講義の内容は首尾一貫していないとか、不勉強だとかいろいろあるわけです。これに相当する裁判官の評価については、やはり何かの形でこれからの時代必要なのではないかなと思います。

その中で特に重要なのは、日本の社会と政治と経済が、中央集中と言いながら、実は地方に向かってどんどん広がっている。だから、今まで考えられなかったような産業が、岡山に発生したり鹿児島に発生したりする。そしてまた、そこでの人間関係とか商売でのトラブルというのも、どんどん新しいタイプが発生していつている。それに対して、少なく

とも 10 年ぐらいの単位で本当にキャッチアップする姿勢を持って、自らをアップグレードしている人であるかどうかを、10 年置きにチェックするというようなことが、何かできればいいなと思ってお話を伺ったんです。私はそういう観点から、むしろ何かの仕組みが必要だなと思うんですね。

【高木委員】何のために評価するのかという山本さんの意見ですが、例えば、普通の企業の企業内評価、これは最近の 360 度評価がいいかどうかには、いろいろな意見がありますが、いわゆる国家権力に授権された形で裁判を主宰する、いわゆる裁く人で、これに対する信頼性あるいはこういうレベルを求めるといのは、ごく一般的に常識的な話だろうと思うんです。それは確かに方法論なり物差しの当て方は、いろいろ吟味をしなければ難しいし、それから、だれが評価するかによってもえらい違う。

今、鳥居先生からお話があったように、例えば、学生さんに評価される大学の先生も大変だなと思って聞いていましたけれども、そういうことも含めまして、だれが評価をするのか、私は内部、外部両面あるんだろうと思うんです。それでは、外部の者がどこまで客観的に評価できるのかということで、これはさっき石井さんがおっしゃったような側面もあるんだろうと思います。

けれども、難しくても、やはりそういうものがみんなの知恵、あるいは工夫、それらは制度的にも観念的にも整合性のあるものをつくっていかねばいかぬということが根底にあって今、我々がこんな議論をしているんだろうと思います。だから、山本さんのように、安定とは何なんですかと言われていますが、山本さんは私のちょっと先輩の世代ですが、大体よく似た世代で、我々の世代にとって安定とは、というのは多分共通した感覚があるんだろうと思うんです。しかし、国民の求めている安定とか、また変わってほしいとか、そういうものが今いろいろなことで変革を求められている中で、どういう諮問委員会というか、こういう機能が、どんな役割を持ち、どういう方法でやるのかというのは、精一杯工夫をしてやるということが求められているのであり、安定が欲しいからこういうのはナンセンスではないかという論旨は、いかがかなと思うんですが。

【山本委員】ちょっと戻りますけれども、日本の裁判官は、我々の立場からすると、なかなかよくやっていると、悪いところもありますけれども、そういう評価がまずあるわけです。そこへ今度のような問題が起こったときに、すべて今の制度をゼロにして、全く新しい制度にするほどのリスクを負う必要はないのではないかというのが、私の考えなんです。

ですから、よりよくするという努力はしなければいけないけれども、今まで最高裁がやってきた日本の裁判制度というのは、それなりに、日本の国民の信頼を得ているわけです。勿論、よく見ると悪いところはたくさんあると思いますけれども、基本的にそういう考え方の上に立っているものですから、アメリカでやっているからと言って、これからは、みんな違う人たちが選んで人事評価をしてというのは、どうなのか。そんな大きな変更を司法についてだけやる必要が何故あるのかと、そういう思いがずっとあるんです。

【中坊委員】この審議会というのは、まさに 21 世紀のあるべき司法のことを論じているのであって、しかもそれは、一番必要な視点は、利用する者の立場に立って司法を見直そうということであり、その視点は、これは我々が決めたというよりも既に法律で決まって、

利用する者の立場から言おうということで、この委員の構成から何から全部そうになっているわけでしょう。だから、確かに、山本さんのお立場からすればよくやっていると思われても、また、別の委員からすれば全然よくやっていないよという評価も成り立っているわけです。例えば、裁判官の任命にしたって、全部、事実上最高裁の事務総局が、形は最高裁裁判官会議で決めると言っているけれども、その前に事務総局が全部つくってきているということになっていた。そこには利用する人の立場というのは全然考慮されていなかった。それを利用する立場から、そういう問題について考えましょうというのが、我々の大きな流れだろうと思うんです。だから、その流れそのものは、それは山本さん個人としてはそうおっしゃったとしても、しかも、私らが自由に言えるんじゃないと思うんです。その法律の下に決められた我々の立場、視点というのが決まって、我々はやっているんだから、そこはやはり我々としても考えないといけない。勿論、山本さんのおっしゃるのは分かりますよ、個人的には。しかし、委員としては、そこはお考えいただきたいという気はしますね。

【佐藤会長】時間も相当経ちました。ロ．の問題は、具体的な制度設計の話になるといういろいろあるでしょうけれども、大筋については何か共通の理解があるのではないかという気がするんです。

イ．の方ですが、山本委員のようなお考えもありますけれども、委員会が実質的に関係すべきだという辺りは、中身にもよると思うし、ハ．の委員会の構成、委員の選任の仕方にも関係してくるかもしれません。イ．ロ．ハ．三者一体的に理解しないといかぬところもあるような気がします。

【山本委員】アメリカの制度を下敷きにするのであれば、我々はその辺の勉強をすべきです。

【佐藤会長】いや、徒にアメリカの制度を下敷きにしてということではないと思います。前回のヒアリングのときに、今までの裁判官制度がどうのこうのということではなくて、これからいかにあるべきかの観点から考えようという趣旨のことを申し上げました。前回の審議会のときに、但木官房長は、規制緩和をやったり、新たな犯罪現象に直面したり、いろいろ従来と違った性質の社会に日本は突入していかざるを得ない中で、判事の力量を飛躍的に増大させる必要があるというような言い方をされたように記憶しているんですけども、何と申しますか、従来にも増して、力強いというか、たくましい裁判官を我々は得る必要があるという、従来がどうのこうのというよりも、そういう観点から、この問題を考えるべきではないかと思うのです。

そして、前回、最高裁判所の方は諮問委員会という御提案をなさったわけですが、前回の私どもの議論では、それは結構だ、ただその機能を実効性のあるものにする必要がある、大体そういう共通の理解であったように思うのです。そういう前提で、この問題をお考えいただくということで、抽象的ですけども、いかがでしょうか。

今日の御議論を伺いながらもう少しブレイクダウンして申し上げるとどうなるか。皆さんに違うとって袋だたきに遭うかもしれませんが、こんな形で一応この段階で整理できるのではないかと思うところがあるのですが、申し上げてよろしいでしょうか。

1点は、この委員会は、より主体的に適任者の選考、推薦、言葉の厳密な使い方についてはお許しいただきたいんですけども、選考、推薦等を行う機関とする。そして、裁判官の指名を受けようとする者に選考の基準、手続、スケジュールを明示するなどの措置を含め、選考過程の透明性を確保する措置を講ずる。これがイ．に対応するまともになっているのか、なっていないのか、分かりませんが、そういう感じを持つのです。

それから、ロ．に対応することですけども、最高裁判所に対して選考結果を意見として提出する委員会を中央に置くとともに、十分な資料、人事情報等に基づき、実質的な判断ができるような仕組みを整備する。そのために、この中央の委員会の下に、何らかの仕組みを設ける必要があるのではないか。その中身が何かということについては、先ほどのいろいろ御議論いただきましたけれども、何らかの仕組みを工夫する必要があるということではないか。

それから、ハ．に対応することですけども、具体的に言うとなかなか難しいんですが、この委員会はなぜ設置するのかというと、先ほどの根源的な議論に関わってくるんですけども、その設置の趣旨に照らして、公正で権威のあるものにする必要があります、そのためには、構成あるいは選任方法について十分な工夫をこらさなければならない。例えば、構成について法曹委員と非法曹委員を含める必要があるだろう。あるいは鳥居委員がおっしゃったように、日本の将来の国のかたちを考えたとき、地方をどう位置付けるかが重要となってくる。今、ここでそれについて具体的にこうすべきだということを申すのはちょっとまだ難しいと思いますけれども、構成と選任方法について十分な工夫をこらす必要がある。委員会を公正で権威のあるものにするために。

まともになっていないよというおしかりを受けるかもしらぬんですけども、いかがでしょうか。

【中坊委員】ちょっと分かりにくいんですけども、おっしゃったのは、一つ中央に置くというのは分かりましたけれども、ハ．は、全部、下部組織には関係ないということになるわけですか。

【佐藤会長】そこまで厳密に申しているわけではありません。ただ、ブロックごとに何か考えないといけない、中央の一つの委員会の下部組織としてブロックごとに何か考える必要があるだろうということは、今日はかなり出ていると思うんです。もっとも、それがどういう仕組みでどういう機能を果たすべきかについては、まだ、今日の段階では、こうだと言い切れるまでにはなっていないのではないかという感じで、さっきのような漠然としたまとめ方をしたんですけども。

【藤田委員】ちょっと質問ですが、最初のイ．のところで、選考という言葉が出てきたんですけど、ロ．のところでは意見を提出する委員会というようになっていきますし、選考というのがイ．のところに二つ がありますが、下の方の「自ら適任者の選考、推薦等を行う」という趣旨なんですか。

【佐藤会長】実質的には、そこでこういう人をということを決めるということなのか、審査をして、それを最高裁に提出するということなのですか。指名権は勿論最高裁にありますから、

法的拘束力のあるようなものは考えられませんが、中央に置かれた委員会が提出した意見について、最高裁がこれを尊重しなければ、何のためにつくるのか分からなくなります。法的拘束力はないけれども、尊重されるべき意見として最高裁に提出するという趣旨であります。

【藤田委員】そうすると、「指名の適否について意見を述べる」というよりも、もっと積極的に踏み込んでいるように思うんですが、井上委員が言われた、例えば、新任の裁判官を採用する場合、あるいはもう既に裁判官としてやっている人たちを再任する場合、それから、職業裁判官以外の弁護士とか大学教授とかその他の法曹資格を持っている会社の人とかというような人を選考する場合とでは、かなりかみ込み方に差が出てくると思うんです。今までずっと職業裁判官としてやってきた人を再任するかどうかということについて、積極的に選考という形で踏み込むということになるわけですか。

【佐藤会長】その判断の材料とか基準については、今おっしゃったように、あるいはそれぞれ違ったところがあるかもしれませんが、けれども、結論として提出するときには、これはこうだあだという形で最高裁に提出されるんだらうと思います。

【藤田委員】裁判官の再任について意見を述べる場合と、新しく部外の弁護士、あるいは大学教授から選任する場合とでは、内容的には濃淡の差はあると考えております。

【佐藤会長】それはあり得るかもしれないと感じていますがけれども、実際にどういう形になるかについては、今の段階で自信を持って申し上げられません。ただ、漠然とそういう感じはしています。

【藤田委員】既に、裁判官である者の再任を検討する場合は、情報に基づく判断は、かなり困難なわけで、先ほど井上委員が言われたように、安全弁的というか、この人は誰が見ても裁判官としてはまずいというような人を排除するということが実態とならざるを得ないのではないかと気がいたします。そこら辺の表現についてひとつ御留意願いたいのと、適格性を判断する場合に、その人のした裁判の内容を審査するということは非常に問題であって、裁判あるいは裁判官の独立に触れるということになりますので、そこら辺は配慮が必要だと思います。その点に配慮しつつというような表現を入れるのが適切かどうかということも御検討願えればと思います。

【佐藤会長】その辺については、各国とも非常に配慮してまして、例えば、アメリカも判決の内容に踏み込まないようにということに注意しています。裁判官の独立の問題は、さっき高木委員がおっしゃったこと的一面でもあるんですが、行政官庁の場合と、裁判官の執務の形態、本質とは相当に違いますので、その辺のことにも十分配慮しなければいけないというように思っております。

今日、私がここにまとめましたのは、一応のラフな口頭でのものでして、機会を見て、更に代理とも相談しながら、文書化したものをお示ししたいと思っています。そのときは表現ぶりは厳密にさせていただきたいと思いますが、今申しましたのはざくっとした話で

して。

【竹下会長代理】記者会見のときには、どうされますか。今のメモを読まれば、恐らく記者はもっとゆっくり繰り返して読んでくれと言って筆記すると思うのですよ。

ここでは、委員の皆さんが、十分今の内容を吟味した上で決めているわけではないので、ちょっと記者会見で、今の文章をそのまま読まれて口授されるような格好になるのは具合が悪いのではないかと思います。

【佐藤会長】一字一句そのとおりに受け取って書かれると何ですので、この審議での今のやり取りを御覧になっていて、その趣旨とするところを汲み取っていただきたいというしかないと思いますけれども、基本的には。

【竹下会長代理】読み上げないのならよいのですけれども。

【藤田委員】全体の趣旨として、こういう方向で考えるということであって、細かい表現あるいは。

【竹下会長代理】中央に一つ委員会をつくって、地方ブロック単位に地方組織をつくる、それで、最高裁判所に指名についての意見を述べるというような機能を持つものを設けるのだという、その程度のことであれば、大体皆さんの意見は一致している。

【井上委員】細かいことですが、地方ブロックのところは、留保されたのではないですか。

【佐藤会長】中身についてはね。

【水原委員】実質的な判断がつくようにするために、最高裁判所の諮問委員会の下に、ブロックごとに何らかのものをつくらなければならないだろうという表現。

【佐藤会長】その程度だったら。

【竹下会長代理】会長御自身もお困りになると思うものだから申し上げているのです。ここでの了解と、記者会見の結果が新聞に報道されたものが食い違っているというような御指摘を受けたことが、これまでも2、3ありますもので、そういうことにならないようにという趣旨です。

【佐藤会長】今の程度であればよろしいですか。

【高木委員】最終的にペーパーでということですので、そのときの議論でいいかと思しますので余り申し上げませんが、要は今何を行う目的でこういうことを議論しているのか、現状認識について、例えば、私と山本さんでは大分認識が違う面もありますけれども、そ

の中で、いろいろなところに気遣いをしながら、そうは言いながらも実質的に少しずつでも変えていこうではないかという次元での御苦勞があることは十分承知していますけれども、結果的に角をためて牛を殺すみたいなことだったら、何をしておるか分からないわけですから。

【佐藤会長】中間報告があり、法曹三者のヒアリングでそれぞれ意見の開陳があり、特に最高裁判所も諮問委員会について御提案なされた。そして、私どもも、何らかの委員会をつくる必要がある、また、それは実効性を持つ必要がある、という議論になって、前回、そういう取りまとめ方をしました。その流れで今日御議論をいただいて、さっき申し上げたようなところまで進んできた、そういう趣旨で申し上げているわけです。ですから、目的は、ある意味でははっきりしているというように私は思っているんです。そうではないという評価もあるかもしれませんが、中間報告は中間報告で既にある種の考え方は出しているわけで、それを受けての議論の展開だと思っています。そういう流れでお受け取りいただければと思います。

では、よろしいでしょうか。この点は以上で終わらせていただきます。

それでは、35分に再開させていただきます。

(休 憩)

- 略 -